

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 4 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530079

研究課題名(和文) 保安処分論の総合的検討 - 保安処分の多様化と被害者保護 -

研究課題名(英文) Investigation of measures for preserving public peace

研究代表者

井上 宜裕 (INOUE, TAKAHIRO)

九州大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：70365005

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円、(間接経費) 1,020,000円

研究成果の概要(和文)：フランスをはじめとする欧州諸国では、近時、被害者保護を1つの根拠として、移動型電子監視や保安監置といった、さまざまな保安処分ないし保安的措置が立法的に導入されてきた。しかしながら、今日に至っても、移動型電子監視及び保安監置の実施状況は非常に低調で、同制度を導入した立法者意思と実務の間の溝は依然埋まっていないのが現状である。犯罪被害者保護を加害者に対する措置で図ることにはやはり限界がある。今後は、再犯予防の観点から改めて保安処分ないし保安的措置を検証する必要がある。

研究成果の概要(英文)：In European countries, including France, recently, various measures for preserving public peace, for example, mobile electronic monitoring and order for preserving public peace, have been introduced in order to respond to the request of the crime victim. At present, however, in practice, these measures have not been used much. The results suggest the existence of a large groove between the practitioners and legislators. There is a limit to the idea that some sort of action against assailants will contribute to crime victims protection. It may be necessary to verify the order for preserving public peace again from the viewpoint of preventing recidivism.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：保安処分 刑罰 犯罪被害者

1. 研究開始当初の背景

(1) 国内・国外の研究動向・位置づけ

近時、世界各国で、電子監視から保安監置まで、さまざまな保安処分ないし保安的措置が導入されつつあり、保安処分(保安的措置)の多様化は、今日、世界的潮流とすらいえる。

これに対して、わが国では、近時、保護観察の強化をはじめとするさまざまな監視強化策は取られているが、保安処分(保安的措置)をめぐる議論が正面から展開されることはほとんどない。このことは、わが国でかつて、触法精神障害者に対する保安処分導入の是非をめぐる激しい対立が生じ、それが一因で刑法改正論議が頓挫したこととも無関係ではないであろう。このような状況から、従来わが国で保安処分論といえば触法精神障害者に対する保安処分の問題が念頭に置かれ、それ以外の保安処分(保安的措置)について、国外の動向として個別に紹介されることはあっても、それらを統合した理論的検討がなされることは皆無である。現在の諸外国の状況に鑑みれば、わが国でも導入の是非が検討されてしかるべき各保安処分(保安的措置)につき、その前提となる保安処分論の理論的枠組みが欠落しているのは危機的であり、この点の検討は喫緊の課題である。

他方、既に、電子監視、保安監置等の多様な保安処分(保安的措置)の立法化をめぐる、ドイツ及びフランスでは多角的な考察がなされている。そこでは、単なる実効性のみならず、理論的根拠についても検討対象とされており、その際、注目すべきは各保安処分(保安的措置)が被害者保護に資するか否かという視点が含まれている点である。

(2) 着想に至った経緯

本研究代表者は、科研費 - 基盤研究(B)(研究代表者 土井政和)「更生保護法制転換期における社会内処遇の発展方向に関する総合的研究」(課題番号 17330014)及び、科研費 - 基盤研究(B)(研究代表者 土井政和)「過剰収容時代における被拘禁の措置としての社会奉仕命令及び電子監視に関する比較研究」(課題番号 20330015)において、わが国の近時の監視強化につながる立法動向、及び、各国の保安的措置について検討を加えた。そこで、申請者は、わが国の社会状況及び各国の保安的措置の導入状況に鑑みれば、わが国でも電子監視をはじめとする保安的措置の導入の是非が正面から検討されてしかるべきとの考えに至ったが、その前提となる保安処分論が、わが国では触法精神障害者に対する保安処分の是非の問題に特化されており、他の保安的措置に応用可能な一般理論がきわめて脆弱で、この点の探求が急務であると感じ、本研究の着想を得た。

2. 研究の目的

(1) 概要

本研究の目的は、近時、各国で導入されつ

つあるさまざまな保安処分(保安的措置)について、理論的正当性、妥当性の有無、及び、実効性の有無の双方から総合的に検討し、わが国への導入の是非を明らかにすることにある。その際、これまで十分に論じられてこなかった、被害者保護の観点から保安処分論を分析するというアプローチを採用し、これまで刑罰を前提に議論されていた被害者保護論の問題をより広い視角から精査する。最終的には、被害者保護の視点を踏まえつつ、刑罰論と保安処分論を包含する社会的反作用論の全体像を提示することが目標である。

(2) 本研究で明らかになる点

本研究では、これまでの科研費による研究を基礎として、被害者保護の視点から、多様化した保安的措置の理論的正当性、妥当性、及び、実効性について検討を加える。

即ち、第一に、これまで触法精神障害者に対する保安処分の是非に偏っていたわが国の保安処分論の射程を広げ、それ以外の既存の保安的措置及び今後導入が予想される保安的措置について、それぞれ理論的、実際的に許容されるものかどうかを検討し、第二に、その際、各保安的措置が被害者保護に資するものか否かという視点から改めて精査することで、各保安的措置について、わが国への導入の是非を明確に示す。

以上が、本研究期間内に明らかにしようとする点であるが、さらには、従来の刑罰論、保安処分論を止揚した、社会的反作用論の構築も視野に入れている。

(3) 本研究の特色・独創性、及び、予想される結果・意義

本研究の特色・独創性は、まず、これまで触法精神障害者に対する保安処分に議論が集中していた保安処分論の射程を拡大し、多様化する保安的措置の全てを分析対象とする点にある。これは、上記科研費 - 基盤研究(B)「過剰収容時代における被拘禁の措置としての社会奉仕命令及び電子監視に関する比較研究」において、研究分担者としてさまざまな保安的措置について刑法学的視点から検討を加えた実績があるが故にもちうる問題意識である。

次に、被害者というファクターから保安処分論を分析するという、学会でも十分に意識されていないアプローチに本研究の特色、独創性を見出すことができる。この分析は、科研費 - 若手研究(B)「違法の統一性に関する総合的検討：付帯私訴が実体面に及ぼす影響を中心として」、及び、同 - 若手研究(B)「損害回復制度の総合的検討」で、被害者保護を多角的視点から分析した経験があるからこそ可能なアプローチである。被害者保護との関連で保安処分論を分析するという本研究のアプローチから、これまで刑罰を前提に議論されていた被害者保護論の問題をより広い視角から精査できるようになり、被害者保

護を総合的に捉えることが可能になる。

また、本研究によって、多様化する保安的措置の全てについてその実効性のみならず、理論的正当性、妥当性の有無についても検討することが可能になり、従来の触法精神障害者に対する保安処分は是非に偏っていたわが国の保安処分論を飛躍的に発展させることができる。

さらに、被害者保護の視点を踏まえつつ、刑罰論と保安処分論を包含する社会的反作用論の全体像を提示することができる。

3. 研究の方法

(1) 概要

本研究の第一義的な目的は、多様化する保安処分を理論的正当性、妥当性の有無、実効性の有無の双方から総合的に検討し、わが国への導入の是非を明らかにすることにある。

そのために、本研究では、比較法的手法を用いる。わが国の保安処分をめぐる議論状況は、触法精神障害者に対する保安処分導入の是非の問題に偏っているが、保安処分は多様化しており、総合的検討が不可欠である。そこで、電子監視から保安監置まで多様な保安処分を既に導入し理論の蓄積があるフランス、及び、とくに保安監置をめぐる活発な議論が展開されているドイツとの比較を行う。その際、従来十分に意識されてこなかった、保安処分における被害者の位置づけについて、科研費を中心としたこれまでの成果を発展させる形で検討を加える。

(2) これまでの研究成果の発展

そこで、比較法的検討の視角として、上記の通り、各保安処分（保安的措置）が被害者保護に資するか否かという点を取り入れる。従来の被害者保護論は、刑罰論との関係で論じられることが多かった。保安処分（保安的措置）が問題となる場合、被害者はどのような地位に置かれ、どのような保護を受けるべきなのか。本研究では、各保安処分（保安的措置）の導入の是非を検討する際、この被害者保護という視点を重要視する。

この点、本研究代表者は、犯罪被害者の保護に関して、これまで、加害者に対する刑法上の制裁と被害者に対する民事上の賠償（補償）との関係について検討してきた。

・科研費 - 若手研究 (B) 「違法の統一性に関する総合的検討：付帯私訴が実体面に及ぼす影響を中心として」(課題番号 17730051)

・科研費 - 若手研究 (B) 「損害回復制度の総合的検討」(課題番号 20730047)

上記の各研究の基本的な視座は本研究にも共通している。本研究では、それを発展させる形で、フランス及びドイツの保安処分（保安的措置）を被害者保護という視点から再検討する。即ち、本研究では、これらの基盤となる研究を前提として、各保安処分（保安的措置）における被害者保護論を手続法的視点と実体法的視点の双方から比較法的に

分析し、同制度が抱える課題を抽出し、導入可能性を模索する。

4. 研究成果

(1) 平成 23 年度

本研究の目的は、上述の通り、近時各国で多様化しつつある保安処分（保安的措置）について、その理論的正当性、妥当性の有無、及び、実効性の有無という点から総合的に検討し、わが国への導入可能性を吟味することである。平成 23 年度は、保安処分をめぐるわが国の問題状況を把握した上で、フランスの状況について調査検討を行った。

わが国の保安処分論は当初の予想通り、触法精神障害者を中心に展開されていることが確認できた。触法精神障害者に対する保安処分の立法化をめぐる、将来の危険性を根拠とする処分（措置）が対象者の人権を侵害する危険性や、そもそも将来の危険性を判断することの困難性が対立の焦点となっていた。この視座は、比較法的検討をする際にもきわめて重要である。

他方、保安処分をめぐるフランスでの問題状況は、概ねその全体像が把握できた。2008 年法によって導入された保安監視及び保安監置が実際に運用されるのは、特に保安監置は憲法院によって遡及適用が否定されたこともあり、まだまだ先と考えられていたが、保安監置地方裁判所は既に機能しており、保安監視決定が下されていることが確認された。さらには、保安監視対象者による義務違反から保安監置に付された例も確認することができた。これらの事実から、各保安処分を 2008 年法が保安強化のために統合したのではないかと懸念が生じる。

フランスの学説も漸く、上記の点を踏まえた上で、保安監視及び保安監置制度の是非を検討するようになり、保安監置地方裁判所及び保安監置中央裁判所の構成をはじめとする具体的な問題点の指摘が見られる。

以上のように、ドイツ等との比較を進める上での基本的視座が平成 23 年度の研究によって得られた。

(2) 平成 24 年度

平成 24 年度は、平成 23 年度の研究成果を踏まえた上で、フランスにおける保安処分をめぐる運用実態、及び、ドイツ保安処分論の概要を把握すべく、調査研究を行った。

フランスの動向について、平成 23 年度の検討から、保安監置地方裁判所が既に活動を開始しており、現に、保安監視決定が下されていること、及び、保安監視対象者による義務違反から保安監置に付された例が存在することが確認されたが、平成 24 年度は、その後の動向について調査を行った。移動型電子監視については、特に地方では実施体制が整わないこともあって、積極的に活用されていない状況が判明した。また、保安監置については、昨年度の調査で判明した 1 件以来、

実施されておらず、当初の立法者意思と運用実態との間に齟齬が生じているといえる。

触法精神障害者を中心に展開されているわが国の保安処分論に対して、ドイツでも、フランス同様、事後的保安監置をめぐる議論が展開されており、特にドイツでは、保安監置に対する違憲判決を契機として、同措置が保安処分論の議論の中心を占めつつあることが判明した。また、他方で、当初、導入に難色を示していたドイツにおいても、電子監視導入の動きが見られ、この点も引き続き経緯を調査する必要がある。

以上のように、継続的に調査すべき点も存在するものの、フランス及びドイツの状況がほぼ確認できたことにより、わが国との比較法的検討を進める上での基本的視座が平成24年度の調査研究によって得られた。

(3) 平成25年度

フランスをはじめとする欧州諸国では、近時、被害者保護を1つの根拠として、移動型電子監視や保安監置といった、さまざまな保安処分ないし保安的措置が立法的に導入されてきた。しかしながら、實際上、これらの措置が実効的に被害者保護を担っているという実態は依然確認されえない。

移動型電子監視については、当初の導入時には、同措置のもちうる、再被害の防止や潜在的被害者の保護の点が強調されたが、その後は、同措置の人権制約的・侵害的側面が指摘されている。他方で、移動型電子監視は、ハード面、ソフト面の双方で、実施を困難にするような問題を抱えている。まず、移動型電子監視の実施状況は、地域によって大きく異なる。移動型電子監視に必要な施設の整備、要員の確保が特に地方ではネックとなっている。また、移動型電子監視は、社会内処遇の1つのヴァリエーションである以上、その前提として、環境調整等が重要な位置を占めるが、保安処分として実施される移動型電子監視の対象となるのは比較的重大な犯罪であり、環境調整が困難を極め、この点も、同措置の積極的活用を妨げる一要因となっている。保安監置については、よりいっそう、その人権侵害的側面が問題視され、同制度自体、見直しを迫られているといえる。

平成25年度に至っても、移動型電子監視及び保安監置の実施状況は非常に低調で、同制度を導入した立法者意思と実務の間の溝は依然埋まっていないのが現状である。犯罪被害者保護を加害者に対する措置で図ることにはやはり限界がある。今後は、再犯予防の観点から改めて保安処分ないし保安的措置を検証する必要があるだろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 8 件)

井上宜裕

「ロランス・ルチュルミ著『少年刑法：教育的制裁における新たな混同』(外国文献紹介)」

法政研究

査読無

81 巻 1・2 号

2014 年

頁未定

井上宜裕

「フランスにおける弁識能力と年齢」
『自由と安全の刑事法学 - 生田勝義先生古稀祝賀記念論文集』(法律文化社)

査読無

2014 年

頁未定

井上宜裕

「ロランス・ルチュルミ著『一九四五年二月二日のオールドナンス第二条によって表明された指導原理の崩壊』(外国文献紹介)」

法政研究

査読無

80 巻 2・3 号

2013 年

385 - 397 頁

井上宜裕

「フランスにおける社会的反作用をめぐる近時の動向」

刑法雑誌

査読無

53 巻 1 号

2013 年

23 - 33 頁

井上宜裕

「少年に対する保護処分の保安処分性(一)」

法政研究

査読有

79 巻 4 号

2013 年

1 - 24 頁

井上宜裕

「触法精神障害者に対する保安処分と遡及適用の可否について」

法政研究

査読無

79 巻 3 号

2012 年

239 - 252 頁

井上宜裕

「フランスにおける保安監置及び保安監視をめぐる近時の動向」

法政研究

査読有

79 卷 1・2 号
2012 年
47 - 71 頁

井上宜裕
「フランスの犯罪体系論」
法律時報
査読無
84 卷 1 号
2012 年
34 - 37 頁

〔学会発表〕(計 1 件)

井上宜裕
「フランスにおける社会的反作用をめぐる
近時の動向」
日本刑法学会関西部会
2012 年 7 月 29 日
姫路獨協大学

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

井上 宜裕 (Takahiro INOUE)
九州大学大学院・法学研究院・准教授
研究者番号 : 70365005